高崎市総合保健センターからのお知らせ

高崎市内で転居された方へ

以下の取扱い業務に該当するものがありましたら、<u>高崎市総合保健センター4階</u>の

担当課の窓口で手続きをしてください。

【開庁時間】月曜~金曜日:8時30分~17時15分(土・日、祝日、年末年始〈12月29日~1月3日〉除く)

取扱い業務	手続き	手続きに必要なもの	担当課・窓口番号
予防接種	手続きの必要はありません。引き続き同じ予診票つづりを使用できます。	なし	保健予防課 予防接種担当
小児慢性特定疾病 医療費支給	転居後すみやかに、住所変更の手続きをしてください。	右記担当にご相談ください。	保健予防課 難病対策担当
特定医療費 (指定難病) 医療費支給			
先天性血液凝固 因子障害等医療給付	転居後すみやかに、群馬県感染症・がん疾病対策課に住 所変更の手続きをしてください。		
乳幼児健康診査	手続きの必要はありません。年齢に応じて乳幼児健診 (1か月児・股関節脱臼検診・3か月児・9か月児・1 歳6か月児・2歳児個別歯科・3歳児健診)のご案内を 郵送します。	なし	健康課 母子保健担当
妊娠中の方 (妊娠届出済)	手続きの必要はありません。妊婦健康診査受診票等は住所を手書きで修正してご使用ください。	なし	(2)
未熟児養育 医療給付	養育医療給付の住所等変更の手続きをしてください。	養育医療受給者住所等変更届交付済み養育医療券変更を証明するもの(保険証等)のコピー	健康課管理担当
市の健康診査がん検診	手続きの必要はありません。健康づくり受診券は住所を 手書きで修正してご使用ください。	なし	健康課健康づくり担当

高崎市総合保健センター



お問い合わせ先

高崎市総合保健センター 4階

- ●保健予防課
 - TEL 027-381-6112
- ●健康課

TEL 027-381-6113 (管理担当・母子保健担当) TEL 027-381-6114 (管理担当・健康づくり担当)

令和7年度版

- ●生活衛生課
 - TEL 027-381-6116

● 駐車場のご案内 ●

高崎市総合保健センター隣接の駐車場をご利用ください。 ご利用の場合は、駐車券を窓口にお持ちください。 その他の有料駐車場をご利用の場合は、料金は本人負担となり ます。